

住宅政策本部「受注者希望型女性活躍モデル工事」試行実施要領（建築工事・設備工事）

第1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）では、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保が発注者の責務として規定されている。この品確法に基づき、住宅政策本部では女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備の推進を目的として「女性活躍モデル工事」を試行する。

本実施要領は、建築工事及び設備工事において受注者の希望により「女性活躍モデル工事」（以下「試行工事」という。）を行うために必要な事項を定めたものである。

第2 試行工事の内容

1 試行工事の実施

「第2 3 対象工事」に該当する工事について、発注者は「受注者希望型女性活躍モデル工事」である旨を起工書及び案件公表時に明示し、別紙「受注者希望型女性活躍モデル工事特記事項」及び別に定める「女性活躍モデル工事の環境整備費の算定について」（以下「環境整備費算定方法」という。）を添付して発注する。

契約後、受注者から「第2 2 試行工事における取組」を実施したいとの協議があり、受注者が当該取組を実施した場合は、「第3 試行工事における設計変更及び工事成績評定」を適用する。

2 試行工事における取組

(1) 女性技術者の配置

受注者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置し、従事させる。

ここで、監理技術者、主任技術者及び現場代理人は工事請負契約書第9条で定める者とする。

なお、受注者と女性技術者には、工事希望申込日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であり、他の施行工事の女性技術者と兼ねることはできない。

(2) 配置に係る通知

受注者が女性技術者を担当技術者として配置する場合は、別添1により女性技術者の配置について通知する。女性技術者を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として配置する場合は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」で確認できるため、別添1の提出は不要とする。

(3) 女性技術者の途中交代

ア 当初配置された女性技術者が、病気休職や産休、介護、退職等、やむを得ない理由により配置が出来なくなった場合に、代替りの女性技術者を配置するときは、次によ

る。

(ア) 現場代理人又は担当技術者に配置する場合は、受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある女性技術者とし、雇用を確認できる書類の写しを速やかに提出すること。なお、担当技術者に配置する場合は、資格及び経験は問わない。

(イ) 監理技術者又は主任技術者に配置する場合は、「東京都工事施行適正化推進要綱」(平成22年3月15日付21財建技第244号)による。また、専任制、資格及び恒常雇用を確認できる書類の写しを速やかに提出すること。

イ 当初配置された女性技術者を工事現場へ配置できなくなった場合に、やむを得ない事情により代替りの女性技術者の配置が難しい場合は、監督員と協議の上、代替りの女性技術者を配置しないことができる。

(4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

受注者は、女性技術者の担当作業について実施計画書を取りまとめ、監督員と協議し内容の承諾を得た上で次の環境整備を行う(ア及びイは必須、ウは任意)。なお、設備等関連工事受注者に女性技術者がいる場合は、ア及びイを利用させること。

また、設備工事受注者が「第2-2 試行工事における取組」を実施する場合は、原則として、主体建築工事の受注者のア及びイを利用することとし、自ら整備しなくてもよい。その場合は、「第3-1 設計変更」の適用は行わない。

ア 女性専用の休憩(更衣)室の設置^{※1}

イ 女性専用の水洗洋式トイレの設置^{※1}

ウ 女性技術者活躍のPR^{※2}

※1 ア及びイについては、原則として、全体面積は10㎡以上とし、水洗洋式便器(臭い逆流防止機能付き)、鏡付の洗面台、ロッカー(3台以上)及びコンセント(2口1か所以上)を設置すること。

※2 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工事の事例紹介などによるPR

3 対象工事

次に掲げるものを対象工事とし、これ以外の工事を対象とする場合は、技術管理課と協議すること。

(1) 予定価格が三億五千万円以上の建築工事

(2) 予定価格が四千万円以上の設備工事のうち、主体建築工事の受注者が「第2-2 試行工事における取組」を実施する工事

4 その他

(1) 完了後

受注者は、工事完了時に女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備の実施写真を提出する。

(2) アンケート調査への協力

受注者は試行工事の検証を行うため、発注者が行うアンケート調査に協力しなければならない。

(3) 産業労働局の助成金との関係

試行工事は、産業労働局が行う「テレワーク活用・働く女性応援助成金女性の活躍推進コース」助成事業の対象外である。

第3 試行工事における設計変更及び工事成績評定

1 設計変更

発注者は「第2-2(4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」のA及びIに要する費用を環境整備費算定方法により算定し、受注者との協議により変更契約時に計上する。

2 工事成績評定

(1) 女性技術者を契約工期の半分以上の日数配置した場合は、「創意工夫と熱意」の「8 現場や施工の管理に対する熱意」の項目で加点評価（配置期間に応じて0.5～1点）する。

(2) 優良な広報活動を行った場合は、「社会貢献」の「6 「東京都魅力ある建設事業推進協議会（CCI東京）」の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し実施した。」の項目で加点評価（1点）する。

附則（令和2年3月9日付31住経技第257号）

この要領は、令和2年4月1日以降に起工（決定）する案件から適用する。

なお、令和2年4月1日時点で契約済みの案件については、発注者と受注者との協議により本実施要領を適用することができる。

附則（令和3年3月10日付2住経技第297号）

この要領は、令和3年4月1日以降に起工（決定）する案件から適用する。

なお、令和3年4月1日時点で契約済みの案件については、発注者と受注者との協議により本実施要領を適用することができる。